

岐阜県森林公社分収造林立木処分入札実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、岐阜県森林公社（以下「公社」という。）が管理する分収造林契約地内の立木処分入札について、必要な事項を定めるものとする。

(入札保証金、契約保証金)

第2条 入札保証金及び契約保証金については、岐阜県森林公社分収造林立木処分要領に基づくものとする。

(入札等)

第3条 入札は、物件番号ごとに行う。

- 2 入札参加者は、入札書を作成し、封かんの上、封筒の表面に、開札日、物件番号、所在地、入札者の商号又は名称を表記し、入札の公表又は公社立木販売の案内（以下「公表等」という。）に示す日時に入札しなければならない。
- 3 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す委任状（様式1）を提出するものとし、入札書には代理人の表示（様式2）をしなければならない。なお、委任状には受任者の使用印を押印するものとする。
- 4 指名を受けた者が入札を辞退するときは、入札執行前に入札辞退書を持参又は郵送しなければならない。
- 5 郵便による入札が認められる場合に限り、郵便による入札を行うことができるものとする。

(郵便入札及び受理、管理等)

第4条 入札参加者は、郵便をもって入札するときは、入札書を次に挙げる方法により郵便で提出しなければならない。

- (1) 物件番号ごとに別葉とすること。
 - (2) 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
 - (3) 入札書は内封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、物件番号、所在地、入札者の商号又は名称を表記すること。
 - (4) 外封筒には、入札書と入札保証金に関する約定書（ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。）を入れ、封筒の表面に朱色で「岐阜県森林公社立木販売入札書在中」と「物件番号」を表記し、郵送により提出しなければならない。
 - (5) 入札書は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかにより、公表等に示す日時までに提出しなければならない。
 - (6) 指定の提出方法以外の入札書の提出は認めないものとする。
- 2 入札書を差し出した後に辞退しようとする場合は、入札参加者は差し出した郵便の取

戻し手続きを行うものとする。

- 3 入札書が公社に到達済みの場合は、入札を辞退することはできない。
- 4 公社は、到達した入札書の封筒を確認する。
- 5 受領した入札書は、いかなる理由があっても開札まで封筒を開封しないものとする。
- 6 入札書の到着の確認の問い合わせには、一切応じないものとする。
- 7 一度提出された入札書の書換え、引換え又は撤回は認めないものとする。
- 8 受領した入札書は、入札執行の必要などきまで、金庫に保管しなければならない。

(開 札)

第5条 開札は、公表等に示す日時及び場所において行うものとする。

- 2 公社は、開札に当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 3 入札書の提出をした者が、1名の場合でも開札を行う。
- 4 入札書記載金額が、予定価格以上で最高の者を落札者とする。
- 5 落札となるべき入札書記載金額が2者以上ある場合は、直ちに当該入札者又は当該入札者が開札に立ち会っていないときは、第2項の入札事務に関係のない職員に「くじ」を引かせ、落札者を定めるものとする。なお、この「くじ」を引くことを辞退することはできないものとする。

(再度の入札)

第6条 初度の入札で落札者が決定しないときは、再度の入札を行うものとする。なお、郵便により入札した者は、再度の入札に参加することはできない。

- 2 再度入札は原則として1回（初度と合わせて2回）を限度とし、なお落札者がいないときは、改めて入札の公表を行うか又は随意契約とする。

(入札の無効)

第7条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者の入札のもの。
- (2) 入札金額・入札者名の確認ができないもの。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名押印のないもの。
- (4) 入札金額を訂正した入札書による入札のもの。
- (5) 入札物件番号が確認できないもの。
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書による入札のもの。
- (7) 入札書が定められた日時までに、公社に到達しなかったもの。
- (8) 入札保証金が定められた日時までに納付がないか、又は納付金額に不足があるもの。
ただし、入札保証金の納付を免除した場合を除く。
- (9) その他、入札条件に違反した入札のもの。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、岐阜県森林公社分収造林立木処分要領に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和2年2月1日より施行する。